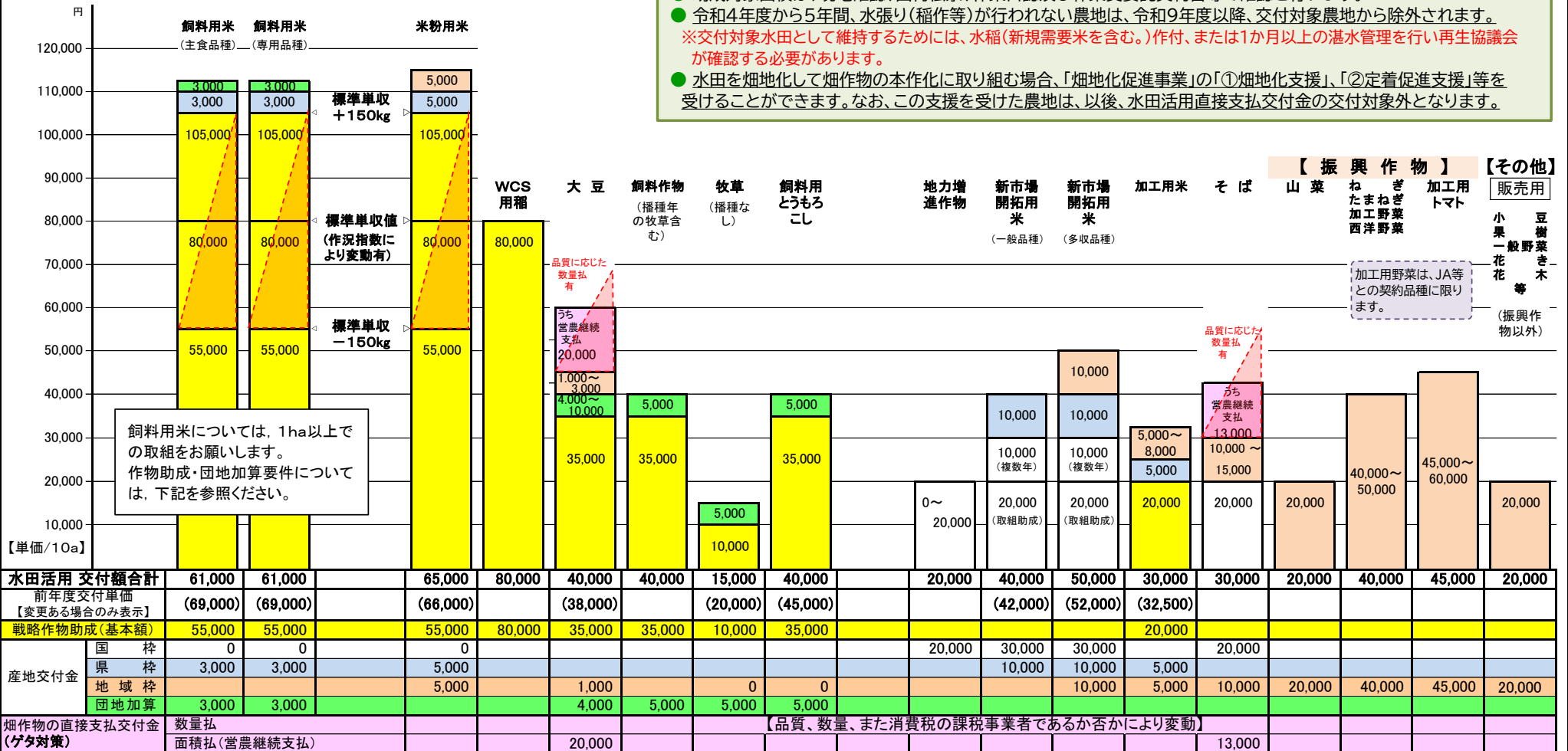


令和5年度 水田活用の直接支払交付金等交付体系図

※国との協議により、要件、単価等が変更になる場合があります

◎「自家用」や「捨て作り」には交付されません。

- 飼料用米、米粉用米の複数年契約に係る助成(国枠:6,000円/10a)は、終了しました(令和4年度限り)。
 - 播種を行わなかった牧草地に対する緊急助成(地域枠:5,000円~/10a)は、終了しました(令和4年度限り)。
 - 果樹は、植栽年を含む5年間のみ支援となります。(植栽から5年を経過したものは交付対象外→カウントのみ)
 - 助成対象面積は、現地確認、出荷伝票、作業日誌及び作業受委託契約書等で確認を行います。
 - 令和4年度から5年間、水張り(稲作等)が行われない農地は、令和9年度以降、交付対象農地から除外されます。
- ※交付対象水田として維持するためには、水稻(新規需要米を含む。)作付、または1か月以上の湛水管理を行い再生協議会が確認する必要があります。
- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む場合、「畑地化促進事業」の「①畑地化支援」、「②定着促進支援」等を受けることができます。なお、この支援を受けた農地は、以後、水田活用直接支払交付金の交付対象外となります。



●産地交付金による作物助成・団地加算等要件

(産地交付金は、今後、交付単価や交付要件が変更になる場合があります。)

- 作物助成等(※必要な要件は別紙を参照)
 - ※ 飼料用米 …… (県枠)低コスト生産に関する取組1つ以上実施。
 - ※ 米粉用米 …… (地域枠)「ひとめぼれ」または専用品種。生産性向上の取組2つ以上実施。
 - ※ 大豆 …… (地域枠)生産性向上のための取組2つ以上実施。
 - ※ 新市場開拓用米 …… (地域枠)「げんきまる」等。生産性向上の取組1つ以上実施。
 - ※ 加工用米 …… (地域枠)「みやこがねもち」。生産性向上の取組2つ以上実施。
 - 団地加算
 - ※ 露地園芸 …… (県枠)対象作物を30a以上の団地で新規で取組。
 - ※ 飼料用米 …… (地域枠)1経営体2ha以上、かつ1団地おおむね2ha以上。
 - ※ 大豆 …… (地域枠)1経営体4ha以上、かつ1団地おおむね1ha以上。有機物散布(※)の実施。
 - ※ 飼料作物 …… (地域枠)(共通)生産性向上の取組1つ以上実施。
- ※ 地力増進作物 …… (国枠)指定作物。11月末までにすぎ込み。(※連続2年まで)
- ※ そば …… (地域枠)排水対策及び栽培講習会の受講等。収量向上対策2つ以上実施。
- (※10a当たり牛糞堆肥は1.0t、豚糞・エコ堆くんは0.5t、鶏糞は0.15t、きのご糞培地は1.0t)
- (組織)4ha以上の取組、かつ1団地概ね1ha以上。